

# ハートフルしまね活動のしおり

(ホームページ掲載用)



島根県益田県土整備事務所

津和野土木事業所 管理グループ

吉賀町役場 建設水道課

津和野町役場 建設課

津和野警察署

TEL : 0856-72-0511

TEL : 0856-79-2212

TEL : 0856-74-0081

TEL : 0856-72-0110



## 事務手続きの流れ



### 活動計画

年度の初めには「活動計画書(様式-A)」を各役場へ提出してください。

### 活動

安全第一で作業をお願いします。

※万が一、活動中に事故が起こったら・・・

救護活動を最優先にしてください。

その後、津和野土木事業所への連絡をお願いします。

また、「事故発生報告書(様式-C)」を提出してください。

※落石や路面陥没などの異常を発見したら・・・

津和野土木事業所までご連絡ください。

### 実績報告

活動後は、実施日と人数を津和野土木事業所にお知らせ下さい(電話連絡・FAXで結構です)。

また、「活動実績報告書(様式-B)」に記入し、年度末(3月末まで)に各役場に提出してください。

### 交付金

① 「交付金交付申請及び実績報告書(様式1)」に、領収書や作業時の写真を添付して提出してください。

② 津和野土木事業所から、「交付金交付決定通知書」が届きます。

③ 「交付金請求書(様式3)」を提出してください。

④ 交付金が交付されます。



## 活動にあたっての注意事項



- ① 安全のため、一人での活動は避けましょう。
- ② 日没時や悪天候（雨天、降雪、濃霧、波浪など）、炎天下、交通量の多い日時の活動は避けてください。
- ③ 必要に応じ、帽子、ヘルメット、手袋、ゴーグル、マスクなどを着用してください。
- ④ 水分補給や適宜休息を取るなど、作業中の体調管理には十分気を付けてください。
- ⑤ 小さなお子さんの帯同はなるべく避け、やむを得ず参加する場合は安全に最大限の注意を払ってください。中学・高校生のみなさんについても適切な指導をお願いします。
- ⑥ 危険物、不審物を発見したら、それに触れないようにし、速やかに津和野警察署及び津和野土木事業所へ連絡してください。
- ⑦ ゴミは各市町村の定めるとおりに適正に処理してください。
- ⑧ 作業内容によっては、道路使用許可が必要となる場合があります。

# 保険制度の概要

島根県では、活動される方の万一の事故に備え、傷害・賠償保険に加入します。保険料の負担、加入手続きは県が行います。保険の詳細等は県土整備事務所へお問い合わせください。

被保険者 「ハートフルしまね」要綱第2条に規定する団体の構成員

## 保険の概要

【傷害保険】・・・	死亡保険金	500万円
	後遺障害保険金	最大500万円（死亡保険金額3～100%）
	入院保険金	1日につき4,500円
	手術保険金	最大12万円
	通院保険金	1日につき3,000円

【賠償責任保険】・・・1事故につき最大1億円

【事故例】 ケースバイケースですので、詳細は県土整備事務所へお問い合わせください  
(対象となる事故例)

傷害保険	鎌を使用中誤って指を切った
	ハチやヘビなどの野生動物に襲われけがをした
	美化作業中に溝に落ち、足を骨折した
	同一の団体構成員の草刈り機の刃にあたりケガをした
賠償責任保険	草刈機を使用中、草刈り機の刃を通行人にあてケガを負わせた
	草刈機を使用中、刃にあたった石が飛んで通行中の車両に損害を与えた

(対象とならない事故例)

- 愛護団体の管理外・対象区域(県の管理する道路)外でのケガ
- 被保険者または保険金受取人の故意によるケガ
- 地震、噴火、津波等によるケガ
- 熱中症(各自でのご注意をお願いします。)